

情報提供

那医発第 50 号
令和 8 年 4 月 22 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「**疑義解釈資料の送付について（その 2）**」の一部訂正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 098-868-7579）

記

沖医発第 79 号
令和 8 年 4 月 15 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安



「疑義解釈資料の送付について（その 2）」の一部訂正について

今般、日本医師会より、**標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。**

本件は、「**疑義解釈資料の送付について（その 2）**」の一部改正についての通知となっております。

疑義解釈資料の送付について（その 2）につきましては、令和 8 年 4 月 7 日付け（沖医発第 23 号）「**疑義解釈資料の送付について（その 2）**」により、ご連絡申し上げたところで

今般、厚生労働省より、「**疑義解釈資料の送付について（その 2）**」の一部訂正について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「**令和 8 年度 診療報酬改定に関する情報**」に掲載されておりますことを申し添えます。

記

- 「**疑義解釈資料の送付について（その 2）**」の一部訂正について

（令和年 4 月 10 日（日医発第 129 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第129号（保険）
令和8年4月10日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「疑義解釈資料の送付について（その2）」の一部訂正について

疑義解釈資料の送付について（その2）につきましては、令和8年4月2日付け（日医発第25号（保険））「疑義解釈資料の送付について（その2）」により、ご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、「「疑義解釈資料の送付について（その2）」の一部訂正について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和8年度 診療報酬改定に関する情報」に掲載をしております。

<添付資料>

「疑義解釈資料の送付について（その2）」の一部訂正について
(令8.4.9 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和8年4月9日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

「疑義解釈資料の送付について（その2）」の一部訂正について

標記について、別添のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

(別添)

事務連絡
令和8年4月1日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) 御中
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について(その2)

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和8年厚生労働省告示第69号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月5日保医発0305第6号)等により、令和8年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添6までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

なお、本通知の発出に伴い、「疑義解釈資料の送付について(その2)」(令和8年3月31日保険局医療課事務連絡)は廃止いたします。

【複数手術】

問 104 複数手術に係る費用の特例（平成 30 年厚生労働省告示第 72 号）別表第一に掲げる「~~K 1 5 4 - 2~~ K 5 1 4 - 2」胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術と「K 5 0 4 - 2」胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術との組合せ及び「~~K 1 5 4 - 2~~ K 5 1 4 - 2」胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術と「K 5 1 3 - 2」胸腔鏡下良性縦隔悪性腫瘍手術の組合せについて、内視鏡手術用支援機器を用いた場合についても適用されるか。

（答）適用される。